

平成 22 年度液化石油ガス保安対策指針について

平成 22 年 3 月 29 日、原子力安全・保安院では、液化石油ガスを利用する一般消費者等の保安の維持・確保の一層の充実及び重大事故の早期撲滅の観点から「平成 22 年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」を定めました。本指針は、原子力安全・保安院が毎年度策定し、液化石油ガス販売事業者等に対し通知し、自立的な保安対策を実施する際の指針として活用して頂いています。

平成 22 年度液化石油ガス保安対策指針

(<http://www.nisa.meti.go.jp/oshirase/oshirase2010/220329-10.htm>)